処分基準(公表用)

様式第4号

					<i>是 万 </i>	((人)(1)	所管課	産	業政策課
法	令	名	中小企業等	協同組合	 }法		法令の番号	昭和24年法律第1		<u> </u>
手	続	名	協同組合連 認可の取消		会員以外の者の事業の和	利用の特値	例の根拠条項	第9条の9第4項		
	取消し	に係る不利	利益処分基準に	こついて	第9条の2の3第2項 は、第9条の2の3第2 利益処分基準を準用する	項の規定				
処分										
基										
準										
対応区分	į.	聴聞の実施 弁明の機会		処理 機関	産業政策課	交付 機関	産業政策課		目次 NO	2